

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和3年9月14日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100515号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100094号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年4月1日から同年9月1日まで

昭和57年2月から平成8年9月まで、継続してA社に勤務していたにもかかわらず、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者はA社において、昭和59年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年9月1日に同被保険者資格を取得しており、請求期間は厚生年金保険被保険者期間となっていないところ、B社の事業主から提出された請求者に係る在籍期間回答書により、厚生年金保険被保険者期間は職員であるものの、請求期間は嘱託職員とされており、請求期間とその前後の期間において、請求者の同社における身分に変更があったことが確認できる。

また、B社の事業主は、請求者は請求期間において嘱託職員であり、社会保険非適用であったことから、オンライン記録どおりの資格喪失及び取得に係る届出を行い、厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

さらに、B社の社会保険担当者は、嘱託職員は、雇用ではなく販売委託である旨陳述している。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿の記載は、オンライン記録と一致しており、遡及届出等の不自然な形跡はない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。